

共済への加入お申し込みは
下記のいずれかにお電話でご連絡ください。
係のものがご希望の日時に参上いたします。

兵庫県交通共済協同組合

〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号（兵庫県トラック総合会館内）

総務部（代表） 078-882-5718

営業部（契約関係） 078-882-5739

(損害保険) 078-882-5900

補償部（事故・補償関係）

1課（対人） 078-882-5724

2課（対物） 078-882-5734

FAX各部共通 078-882-4747

共済ホームページ

<http://www.hyogo-kyousai.jp/>

兵庫県交通共済協同組合

検索 兵庫県交通共済
協同組合 西部支所

〒670-0962

姫路市南駅前町100番

（姫路パラシオ第2ビル3階303号）

電話 079-223-2428

FAX 079-223-2425

夜間・休日対応のサービスのご利用についてご案内申し上げます。

夜間・休日の交通事故は

JRSロードサービス
受付センター

へご連絡ください

0120-27-6324♪



翌営業日に当共済担当よりご連絡をさせていただきます。



兵庫県交通共済協同組合

兵交協
だより

4

No.247

2025 Apr. 春号

ありがとう



加納 星奈

C O N T E N T S

交通安全祈願祭／交通安全優良事業所表彰	— 1	ロードサービス特約のご案内	— 8
令和6年中の交通事故発生状況	— 2	法律相談Q&A	— 9
令和7年度事故防止対策推進計画の概要	— 3	地区別出資契約状況（2月末）／ 誤表記のお詫びと訂正	— 11
令和7年度「特別指導講習会」開催日程	— 5	地区別事故受理状況（2月末）／ 東部支所本部統合のご案内	— 12
令和7年度 「安全運転講習会」（特定任意講習）開催日程	— 6	組合員の動き／事務局異動のお知らせ	— 13
兵庫県交通共済協同組合主催 令和7年度交通事故防止作品コンクール／ 第6回キャンペーンのお知らせ	— 7	組織図	— 14

◆交通安全祈願祭◆

～神戸市東灘区 弓弦羽神社 にて～



3月3日（月）、正・副理事長会議開催後、理事長、副理事長3名、常勤役員2名で昨年に引き続き弓弦羽神社において交通安全祈願祭を執り行いました。

本年度の事故状況につきましては、対人事故は若干減少しましたが、対物事故が増加、また、自然災害が激甚化し4月には雹による車両の損害が多数発生しました。

今後も交通事故防止対策推進計画に基づき講習会やセミナーをはじめ各種助成、支援制度を充実するなど、組合員の皆様の事故防止意識を益々向上していただけるように取り組んでまいります。

組合員様と事務局が一体となり、さらなる事故防止が実現することを誓い、組合員様を代表して祈願してまいりました。

第65回交通安全全国民運動中央大会にて

令和7年1月15日、当共済が第65回交通安全全国民運動中央大会において「交通安全優良事業所」（多年にわたり交通安全対策を積極的に推進し、交通事故防止に顕著な功績をあげた事業所）として一般社団法人全日本交通安全協会会长表彰を受賞しました。今回の受賞を糧とし、交通事故の防止により一層取り組んでまいります。

令和6年中の交通事故発生状況

1. 全国の交通事故発生状況（前年比）

* 人身事故件数	290,792件	(-17,119件)
* 死者数	2,663人	(-15人)
* 負傷者数	343,756人	(-21,271人)

2. 都道府県別死者数ワースト順位

1 東京	146人 (+10人)	6 神奈川	109人 (-6人)
2 愛知	141人 (-4人)	6 兵庫	109人 (+6人)
3 千葉	131人 (+4人)	8 北海道	104人 (-27人)
4 大阪	127人 (-21人)	9 茨城	94人 (+1人)
5 埼玉	113人 (-9人)	10 福岡	91人 (-12人)

3. 兵庫県の交通事故発生状況（前年比）

* 人身事故件数	15,551件	(-730件)
* 死者数	109人	(+6人)
* 負傷者数	18,353人	(-760人)
(内重傷者)	972人	(-19人)
* 物件事故件数	135,309件	(+2,065件)

<地区別状況>

地区	人身事故件数	死者	負傷者	物件事故件数
神戸	4,051 (-276)	21 (+1)	4,697 (-366)	32,356 (-20)
阪神	4,105 (-188)	33 (+13)	4,608 (-198)	39,164 (+684)
東播	3,088 (-164)	15 (-4)	3,563 (-172)	24,647 (+693)
西播	2,986 (-40)	17 (-10)	3,521 (+4)	22,160 (+279)
但馬	225 (-100)	8 (+3)	274 (-115)	4,984 (+72)
淡路	421 (+22)	5 (±0)	511 (+31)	4,548 (+43)
高速	675 (+16)	10 (+3)	1,179 (+56)	7,450 (+314)
合計	15,551 (-730)	109 (+6)	18,353 (-760)	135,309 (+2,065)

人身事故件数、負傷者数は減少しましたが、死者数、物件事故件数は増加しています。

4. 当共済関連の交通事故発生状況（対前年度比・2月末現在）

令和6年度中における事故死者は、「2件2人」、前年比「-1件、-2人」となっており、事故態様は対人2件でした。

令和7年度

事故防止対策推進計画の概要

1 はじめに

令和7年1月末現在の当組合の交通事故は、下表のとおり対人事故は153件（前年同期比-9件、-5.6%）と減少し、対物事故は1,001件（同+54件、+5.7%）、車両事故は268件（同+51件、+23.5%）とともに増加しました。

また、死亡事故は2件2名（前年同期比-1件、-2名）と減少しました。

死者数ゼロは究極の目標ではありますが、令和7年度も数値目標として前年度比死者数の半減、傷者数5%、対物事故件数及び車両事故件数2%の削減を目指し、以下の項目に取り組んでいきます。

令和6年度事故受理状況等（令和7年1月末）

	対人	対物	車両
全国交通共済連合	契約車両数 312,795	対人 288,868	車両 94,210
	事故件数 3,741	対物 23,222	車両 4,536
	死傷者数（死者） 4,777 (61)	対人 —	車両 —
	事故率（%） 1.20	対物 8.04	車両 4.81
兵庫県交通共済	契約車両数 10,990	対人 10,779	車両 3,259
	事故件数 153	対物 1,001	車両 268
	死傷者数（死者） 191 (2)	対人 —	車両 —
	事故率（%） 1.39	対物 9.29	車両 8.22
令和7年度目標値	死者 前年度の半減 980件	対人 △ 2 %	車両 △ 2 %
	傷者 180名 △ 5 %		

2 事故防止重点項目の設定

令和7年度の事故防止重点項目は下記3点とします。

- ① よく見る！
- ② 追突・交差点事故の根絶
- ③ 構内・後退事故の根絶

3 各種講習会の開催等

① 安全運転講習会（特定任意講習）

組合員事業所の従業員を対象として、運転免許証の更新時講習に代わる安全運転講習会を開催します。講師は、兵庫県警察本部運転免許課を通じて（一財）兵庫県交通安全協会の専任講師を依頼することとします。

開催は、本年5月から翌年2月までの間に、延べ8回を計画しています。また、普通免許以上を有する同居の配偶者の受講も可能となっています。

なお、「特定任意講習」の受講料（1名：1,350円）は、対人共済契約がある組合員については当組合において負担し、対人共済契約のない組合員については受講者の負担とします。

② 特別指導講習会

事業用トラック運転者の交通事故防止を図るために、事故惹起運転者・初任運転者（安全規則第10条第2項第1号及び2号該当者）に対して、事業者自らが行うと規定されている「特別な指導」について、当組合が組合員に代わり講習会を開催します。

講習内容につきましては、全国トラック交通共済協同組合連合会（以下、「交協連」という。）作成の「特別指導講習テキスト」に基づく座学講習とします。講師は、当組合担当役職員のほか（独）自動車事故対策機構等の外部講師とします。

なお、講習受講料は、対人共済契約台数に相当する人数を限度として無料とし、対人共済契約のない組合員等の運転者が受講する場合は、受講料を徴収します。

③ 交通事故防止セミナー

交通事故は事業基盤を搖るがす大きな要因であり、交通事故防止対策は最重要課題として取り組む必要があることから、今年度も事業主、管理者等を対象に、安全意識の高揚と交通事故防止を目的とした事故防止セミナーを開催します。

なお、開催時期は「秋の全国交通安全運動期間」の時期からとし、開催場所は神戸、姫路及び淡路地区とします。

④ 個別講習会

組合員事業所に対して、今年度の事故防止重点項目を柱に、基本的事項の再確認と事例に基づく実践的な個別講習会を開催します。開催日時等具体的な内容等については、事業所ごとに相談に応じます。

なお、事故多発及び死亡事故等重大事故惹起事業所に対しては、事業所訪問等を通じて講習会の開催を要請させていただきます。

5 巡回による組合員事業所への個別訪問及び助言

事故多発（事故率・損害率）及び死亡事故等重大事故惹起組合員事業所を訪問して、事業者、運行管理者等と懇談し、事故発生状況等の分析結果に基づく事故防止対策やアドバイス等を行い、交通事故の再発及び未然防止を図るための支援を行います。

4 各種助成・支援制度

① 運転適性診断の受診に対する助成

国土交通大臣が認定した下記助成対象機関において、組合員事業所の従業員が受診した場合に、「運転適性診断受診手数料助成金交付要綱」に基づき助成を行います。助成額は、適性診断手数料のみとします。（カウンセリング料等は除く。）

適性診断の受診手数料は、下表に掲げるとおりで、対人共済契約台数に相当する人数を限度として助成します。

診断の種類	初任診断	適齢診断	一般診断
受診手数料	4,800円	4,800円	2,400円

※ 助成対象機関

自動車事故対策機構大阪主管支所
網干自動車教習所
はりま自動車教習所
ヤマト・スタッフ・サプライ
尼崎ドライブスクール（一般診断なし）
兵庫県タクシー事業協同組合（兵協安全支援センター）

② 安全運転研修施設の利用に対する助成

組合員事業所に勤務する運転者等の交通安全指導・教育がより効果的に推進されるように、安全運転研修施設を利用した場合、「安全運転研修施設利用助成金支給要綱」に基づき助成します。

対象施設は、「クレフィール湖東」、「網干自動車教習所」の2ヶ所となります。

③ 事故防止機器等導入に対する助成

ドライブレコーダー、バックアイカメラ（左側方カメラを含む）及びEMS車載器（デジタル式運行記録計、エコドライブ支援機器）を導入した組合員に対して、「令和7年度事故防止機器等導入助成金支給要綱」に基づき、助成を行います。

なお、事故防止機器の導入については、令和7年2月1日からの導入を対象とします。（左側方カメラについては、車両総重量7.5t以上の車両に限る。）

5 その他の施策

① QRコードを活用した事故防止事業

交協連の新規事業として、QRコードを活用して直接ドライバーに安全運行を訴えかける事業が開始されることに伴い、当組合から各組合員事業所に対し、対人契約台数分のQRコード付きステッカーを配布することとしています。KYT動画、QRコード付ポスターとともに積極的な活用が図られるよう推奨していきます。

② 優良組合員及び優良運転者の表彰

当組合の「表彰取扱規程」により、交通事故防止に功績のあった優良組合員及び当該組合員から推薦された運転者を対象に、記念品を贈呈します。

なお、表彰授与式は通常総代会において行います。

③ 優良組合員に対する全国トラック交通共済協同組合連合会長表彰の推薦

交協連が、優良組合員特別表彰規程に基づき、交通事故防止及び組合運営に顕著な功績のあった優良組合員に対して表彰を行うことから、当組合の「表彰取扱規程」による受賞者の中から、特に優秀な組合員を交協連に推薦します。

④ 交通事故防止作品コンクール

事故防止対策の一環として、組合員及び組合員事業所の運転者等の安全運転意識の高揚並びに事故防止への関心を高めるために、事故防止に関する「標語」、「体験記」、「児童画」を募集して優秀作品を賞賛します。

また、応募作品は、組合における審査終了後、交協連が主催する交通事故防止作品コンクールに全作品を応募します。

なお、児童画については、交協連主催分、兵交協主催分の「最優秀作品」に対し、副賞としてラッピング製作を行います。（兵交協主催分については補助とします）

⑤ 安全運転広報の推進等

組合の機関誌「兵交協だより」については、さらに各記載事項や交通事故防止に資する内容を充実し、安全運転意識の高揚を図ります。

交協連作成の事故防止懸垂幕、カレンダー及び標語等の入選作品集は、例年どおり組合員に配付するととも

に、ホームページを通じて各種講習会の開催案内をはじめ、視聴覚教材（DVD）の紹介など事故防止対策についてお知らせします。

(6) 交通安全運動への協賛

兵庫県交通安全対策委員会の主催する各季並びに特別交通安全運動に協賛し、各種講習会等において広報啓発活動を推進します。

(7) 視聴覚教材の貸出し

各事業所で独自開催される「安全会議」等に組合が保有するDVDを貸出します。

令和7年度「特別指導講習会」開催日程

1 対象

初任運転者	・運転者として新たに雇い入れた者 (過去3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されていた者を除く)
事故惹起運転者	・死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした者 ・軽傷者が生じた事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

2 講習の開催日時・場所等

(1) 初任運転者

講習開催日	申込締切日	講習会場
令和7年 5月14日(水)	令和7年 5月2日(金)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和7年 5月28日(水)	令和7年 5月16日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718
令和7年 10月8日(水)	令和7年 9月26日(金)	
令和7年 10月22日(水)	令和7年 10月10日(金)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和8年 2月4日(水)	令和8年 1月23日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718

※講習時間……9:15～16:45 (6時間)

(2) 事故惹起運転者

講習開催日	申込締切日	講習会場
令和7年 9月10日(水)	令和7年 8月29日(金)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和8年 2月18日(水)	令和8年 2月6日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718

※講習時間……9:15～16:45 (6時間)

申込・問合せ

兵庫県交通共済協同組合 総務第1課 (担当:西田・柴谷)
TEL 078-882-5718 FAX 078-882-4747

令和7年度「安全運転講習会」(特定任意講習) 開催日程

No.	講習日時	申込締切日	講習会場	電話
1	令和7年 5月24日(土) 13:30～16:00	令和7年 5月8日(木)	尼崎会場 尼崎市昭和通2丁目7-16 尼崎市総合文化センター 7階 第3会議室	06-6487-0800
2	令和7年 6月14日(土) 13:30～16:00	令和7年 5月29日(木)	丹波会場 丹波市柏原町柏原5600 兵庫県立丹波の森公苑 セミナー室	0795-72-2127
3	令和7年 6月28日(土) 13:30～16:00	令和7年 6月12日(木)	小野会場 小野市王子町800-1 小野商工会館 3階 中会議室	0794-63-1161
4	令和7年 7月12日(土) 13:30～16:00	令和7年 6月26日(木)	姫路会場 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会 西部研修センター 大会議室	079-294-0797
5	令和7年 7月26日(土) 13:30～16:00	令和7年 7月10日(木)	神戸会場 神戸市灘区 大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 3階 中会議室	078-882-5718
6	令和7年 8月23日(土) 13:30～16:00	令和7年 8月7日(木)	淡路会場 洲本市塩屋1丁目1-17 洲本市文化体育館 会議室 2C1・2	0799-25-3321
7	令和8年 2月14日(土) 13:30～16:00	令和8年 1月29日(木)	姫路会場 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会 西部研修センター 大会議室	079-294-0797
8	令和8年 2月28日(土) 13:30～16:00	令和8年 2月12日(木)	神戸会場 神戸市灘区 大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 3階 中会議室	078-882-5718

*組合員事業所の従業員の他に普通免許以上を有する同居の配偶者も受講できます。

申込・問合せ

総務部 TEL 078-882-5718・FAX 078-882-4747
(担当:西田・柴谷)

兵庫県交通共済協同組合主催の 令和7年度 交通事故防止作品コンクール

当組合では、組合員並びに従業員（ご家族も可）の皆様から交通事故の防止を訴える「標語・体験記・児童画」の作品を募集いたします。

応募方法

組合員毎に取りまとめのうえ応募願います。

メール 当組合ホームページから標語応募作品一覧表をダウンロードの上、メールにてご応募ください。

URL <http://www.hyogo-kyousai.jp/>

E-Mail hyo_ko_kyo@hyogo-kyousai.or.jp

郵送 〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4-27

兵庫県交通共済協同組合

〆切 標語及び体験記は6月30日、児童画は7月31日（当日消印有効）

応募資格 組合員及び従業員とその家族（親・配偶者・子供）

選考と副賞 入選作品には賞状と副賞を、それ以外の方にも参加賞を進呈いたします。

なお、児童画の最優秀賞は組合員様のトラック1台にラッピング製作の助成を行います。

※詳細につきましては、別送いたしますチラシでご確認ください。

第6回 新規事業者獲得キャンペーン

実施期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日

○兵庫県交通共済に契約されていない運送事業者をご紹介ください。

当共済に契約のない運送事業者様をご紹介頂き契約成立後に記念品を紹介者に贈呈します。

※営業普通貨物（2t超、2t以下）、普通ダンプの契約がある場合に限る。

第6回 自賠責共済推進キャンペーン

実施期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日

○兵庫県交通共済自賠責代理店のご紹介をお願いします。

兵庫県交通共済自賠責代理店をご紹介頂き代理店契約成立後に組合員、代理店に対して記念品を贈呈します。

○兵庫県交通共済自賠責代理店の契約台数拡大をお願いします。

兵庫県交通共済自賠責代理店の自賠責契約台数を促進するものです。

前年度実績に対して台数の伸び率等上位1位～5位までに表彰状と記念品を贈呈します。

お問い合わせ先 兵庫県交通共済協同組合 契約課 078-882-5739

安心のサポートで、組合員様の頼れるパートナー ロードサービス特約の販売を開始しています

対人共済および対物共済（2種別）の契約があり、特約契約の対象車両が当組合の提携業者または組合員が指定する業者からロードサービスの提供を受けた場合、20万円を限度に以下の費用を支払います。



走行不能時の
レッカーアイコン



スペアタイヤ
交換
(タイヤ代除く)



脱輪・落輪
引き上げ※



燃料切れ
10リットルまで無償



ジャンピング
作業

※スタック（雪道、泥道、砂利道または凍結道路等で、単にスリップまたは空転して抜け出せない状態）を除く

ロードサービス特約 掛金表

用途・車種	特約掛金 (1車両あたり 年間)
(営) 普通貨物車2t超 / (営自) 普通型ダンプカー	13,000円
(営) 普通貨物車2t以下 / (営自) B種工作車 / (自) 普通貨物車2t超	9,100円
(営) 小型 / 三輪貨物車 / (営自) 小型 / 三輪ダンプカー / (営自) 特種用途自動車 / (自) 普通貨物車2t以下	6,100円
(営) 軽四輪貨物車	4,000円
(自) 乗用車A.B.C / (自) 軽四輪乗用車 / (自) 小型 / 三輪貨物車 / (自) 軽四輪貨物車	3,000円

✓ 1回の利用金額は20万円を上限とし、共済責任期間内、同一車両の利用は2回まで。

(共済責任期間が6ヶ月以内である場合は、1回を限度とします。)

*この特約による支払いは、補償率の計算には算入しません。

提携業者：日本ロードサービス株式会社

24時間365日対応

24h/年中無休体制で、全国9,700拠点を超える業界トップクラスのJRSネットがお客様をサポートします



24時間365日
JRSロードサービス受付センター

0120-27-6324

お問い合わせは

兵庫県交通共済協同組合 営業部契約課
TEL 078-882-5739

法律相談 Q & A

Q

非接触事故での賠償責任について教えてください。また非接触事故の加害者となった場合どのような点に注意すべきでしょうか。



A

1 非接触事故とは

非接触事故とは、車両同士や車両と人が物理的な接触をせずに発生する事故です。たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ・交差点で車両同士がぶつかりそうになり、避けようとした車が電柱に衝突した。
- ・バイクが道路を直進中、前方路外から車両が入ってきてブレーキをかけたところ転倒した。
- ・前方走行車両が急停止をしたため、後方車も急停止をしたところ、後方車運転手がむち打ち症となった。
- ・歩行者が車道を渡ろうとしたところ、車道を走行してきた車に驚き転倒した。

2 非接触事故での賠償責任について

(1) 賠償責任を負うのか

非接触事故であっても、通常の交通事故と同様、加害車両の不注意な運転と被害者の受傷・損害との間に相当因果関係が認められれば不法行為責任が成立し、加害者は被害者の損害を賠償する必要があります。

では、どのような場合に非接触事故でも相当因果関係が認められるのでしょうか。非接触事故の中には、普通の運転をしていれば避けられるのに後続車が勝手に運転ミスをした、勝手に転倒したなどと感じられる事故もあり気になるところかと思います。

この点、最高裁判所（昭和47年5月30日判決）は、「接触がないときであっても、車両の運行が被害者の予測を裏切るような常軌を逸したものであって、歩行者がこれによって危難を避けるべき方法を見失い転倒して受傷するなど、衝突にも比すべき事態によって傷害が生じた場合には、その運行と歩行者の受傷との間に相当因果関係を認めるのが相当である。」と述べました。

このような判断を受け、現在の実務では、加害車両が事故を発生させるような現実的な危険を生じさせていると評価できれば、被害者側の回避行動が不適切であったり過剰であったりしたとしても賠償責任を認めています。被害者側の不適切、過剰な回避行動は、過失相殺の考慮要素に過ぎないのであります。

逆に言えば、例えば、バイクが道路を直進中、前方路外から車両が入ってきたためブレーキをかけたところ転倒したが、バイクがそのまま走行をしていたとしても十分な距離があり衝突はしなかったといえるような場合は、そもそも事故を発生させるような現実的な危険が無いため、路外進入車両に賠償責任は生じません。

(2) 非接触事故での過失割合について

非接触事故での過失割合は、通常の接触事故での過失割合と異なるのでしょうか。

加害車両の危険な運転により被害者に損害がでたということは接触事故でも非接触事故でも変わらず、接触したか非接触かというのは「結果」論に過ぎません。一方、過失割合は、交通事故の発生についての加害者側の落ち度と被害者側の落ち度の割合のことですので、「原因」の話になります。

そのため、過失割合の判断にあたっては、非接触事故の場合でも、同様の発生態様の接触事故の過失割合と同じ割合で判断するのが原則となります。

そして、被害者側の回避行動が不適切であったり過剰であったりした場合は、被害者側の過失として、その程度に応じて、10～20%程度の修正を加えていくことになるのです。

なお、非接触事故では、類型的に被害者側の回避方法が不適切であるケースが多いため、保険会社同士で

の交渉では、非接触事故であることで無条件に10%の過失割合の修正を行うといった運用がされることもあります。

3 非接触事故の加害者となった場合の注意点について

(1) 刑事責任と行政責任について

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた」場合、過失運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 第5条）が成立します。

ここでは、被害者への接触は要件とされていませんので、非接触の人身事故でも運転に関する注意義務違反が認められれば犯罪として処罰される恐れがあります。

さらに、道路交通法72条の救護義務は人身事故があつたときに発生しますが、ここでも接触があつことは要件とされていません。そのため非接触事故で被害者に怪我をさせたにも関わらず、救護をせず走り去った場合、救護義務違反（所謂ひき逃げ）に問われる恐れがあるのであります。

所謂ひき逃げで怪我をさせた際の刑事罰は、15年以下の懲役または200万円以下の罰金（過失運転致死傷罪と救護義務違反の併合罪）と非常に重く、違反点数も35点以上と3年以上の免許欠格期間となります。

そのため、周囲で事故があつたことに気づいた場合は、自車と接触が無く自身が起こした事故か判断がつかないような場合も、まずはけが人を救助し、警察に連絡をすることが大切です。

(2) 非接触事故の発生に気づかず走り去った場合

非接触事故では、加害車両側は事故の発生自体に気づかないことも十分あります。そのような場合も、所謂ひき逃げとして処罰されてしまうのでしょうか。

過失運転致死傷罪は、事故の発生に気づいていなくとも、自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させていれば成立しますが、救護義務違反（所謂

ひき逃げ）については、けがをさせたことに気づいたのに敢えて立ち去ったということが強く非難される故意犯のため、人身事故の発生自体に気づいていなかつた場合は救護義務違反とはなりません。

もっとも、警察などの第三者からは、加害車両の運転手が人身事故の発生に気づいていたかは分かりませんので、非接触事故（人身）の発生に気づかず走り去った場合、後日、警察からひき逃げでは無いかとの取り調べを受けることもあります（被害が大きいような場合逮捕されることもあり得ます）。

この際、運転手がいくら事故には気づいていなかつたと説明したところで、警察はそれだけではおいそれと納得してくれない可能性が高いです。

警察は、事故の発生状況や、事故後の走行態様、事故後の運転手の様子等を捜査し、運転手の説明に矛盾が無いいかを追求してきます。不安がある場合、早期に弁護士に相談することをお勧めします。

竹内 和哉

三宮法律事務所 弁護士

住所…神戸市中央区加納町

4丁目4番17号

ニッセイ三宮ビル11階

TEL…078-392-3050

FAX…078-331-5392

経歴…神戸大学法学部卒業

神戸大学法学研究科実務法律専攻卒業

平成19年弁護士登録



質問を募集します！

日ごろからの疑問や法律的に聞いてみたいことなどを募集します。頂いたご質問を弁護士の先生にこのコーナーで回答してもらいます。法律関係のことでしたらどんな案件でも構いません。ぜひご応募ください！ご応募は、

FAX (078) 882-4747

E-Mail hyo_ko_kyo@hyogo-kyousai.or.jp まで

地区別出資契約状況

(令和7年2月末現在)

区分 地区別	出 資		契 約												出資のみ		
	社数	口 数	対 人		搭 傷		対 物		車両		RS特約		自 賠		社数	口 数	
			社数	台 数	社数	台 数	社数	台 数	社数	台 数	社数	台 数	社数	台 数			
東 部	110	1,291	74	1,780	38	385	70	1,745	33	380	21	214	31	369	36	548	
西 宮	42	281	31	786	18	230	31	720	17	169	14	153	32	401	11	165	
丹 有	33	207	32	632	18	165	32	632	24	267	9	142	36	263	1	10	
東 神 戸	66	467	51	708	33	155	50	707	33	311	21	204	53	537	15	123	
神戸中央	32	341	18	344	11	213	18	344	8	154	2	24	67	412	14	268	
兵 庫	38	262	29	700	17	194	29	700	20	194	7	51	92	601	9	87	
西 神 戸	45	418	39	475	26	156	36	465	24	177	7	95	51	249	6	34	
明 石	59	376	47	821	35	607	44	789	31	319	17	156	24	70	12	100	
東 播	58	289	46	660	28	278	43	648	32	259	8	73	71	321	12	50	
北 播	35	169	24	415	19	368	24	415	13	65	4	30	10	79	11	68	
西 播	131	1,262	97	2,417	54	530	91	2,366	52	549	17	325	27	140	34	393	
但 馬	33	96	31	476	22	189	30	469	19	113	4	18	10	45	2	2	
淡 路	40	184	37	545	27	295	36	544	23	224	19	196	23	246	3	22	
員 外	71	0	71	261	53	162	71	261	29	69	14	36	0	0	0	0	
合 計	793	5,643	627	11,020	399	3,927	605	10,805	358	3,250	164	1,717	527	3,733	166	1,870	
前年同期	799	5,697	630	11,170	401	3,907	609	10,954	361	3,325	/	/	/	531	3,841	169	1,886
前年同期 増 減	-6	-54	-3	-150	-2	20	-4	-149	-3	-75	/	/	/	-4	-108	-3	-16

兵交協だよりNo.246号における誤表記のお詫びと訂正について

以下の記載内容に誤りがございました。

深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。

対象箇所：P14 在地変更等

誤 旧代表者 姫路倉庫運輸(株) 代表取締役 北野 正臣	新代表取締役 北野 耕司
正 旧代表者 姫路倉庫運輸(株) 代表取締役 北野 耕司	新代表取締役 北野 正臣

地区別事故受理状況

(令和7年2月末現在)

地区別	対 人				搭 乘 者				対 物	車両		
	死 亡		傷 害		死 亡		傷 害					
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数				
東 部	0	0	35	45	0	0	0	0	171	27		
西 宮	1	1	12	13	0	0	0	0	94	10		
丹 有	0	0	4	5	0	0	0	0	48	13		
東 神 戸	0	0	15	19	0	0	0	0	103	24		
神戸中央	0	0	5	6	0	0	0	0	53	9		
兵 庫	0	0	13	19	0	0	0	0	90	24		
西 神 戸	0	0	12	16	0	0	1	1	57	19		
明 石	0	0	11	16	0	0	1	1	106	32		
東 播	1	1	8	9	0	0	0	0	67	16		
北 播	0	0	9	11	0	0	0	0	45	9		
西 播	0	0	30	36	0	0	0	0	164	61		
但 馬	0	0	1	1	0	0	0	0	38	12		
淡 路	0	0	5	8	0	0	0	0	42	21		
員 外	0	0	1	1	0	0	0	0	9	7		
合 計	2	2	161	205	0	0	2	2	1,087	284		
前年同期	3	4	174	210	1	1	1	1	1,051	247		
前年同期 増 減	-1	-2	-13	-5	-1	-1	1	1	36	37		

東部支所本部統合のご案内

この度、東部支所ならびに弊組合のさらなる業務効率の向上を目的とし、令和7年4月1日より東部支所を本部に統合することにいたしました。

今後も組合員様のご期待にお応えできるよう職員一同、さらに充実したサービスを提供できるよう努めてまいりますので、より一層のご愛顧ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4月1日以降の東部支所へのご連絡・各書類提出等は、本部へお願ひいたします。
(※各申請書類は、本部をご利用ください。)

組合員の動き

● 新規組合員

地区	社名	所在地	代表者名	加入日
明石	協栄運輸 有限会社	神戸市西区池上3丁目1番5-910号	高橋 忠伸	2025年1月16日
東部	株式会社 ファスト	川西市加茂3丁目4-8	山本 靖彦	2025年2月3日
明石	有限会社 MTS	神戸市西区伊川谷町潤和785-3	井上 雅生	2025年2月14日
東部	有限会社 京都カーゴ大阪	伊丹市桑津2丁目5-15	松浦 和也	2025年2月18日

2025.4.1現在

● 代表者変更

変更(届出)月	変更事項	(旧)	(新)
令和6年12月	代表者	三田運送 株式会社 代表取締役 松原 正武	代表取締役 奥田 芳万
令和6年12月	代表者	神商 株式会社 代表取締役 小見山 哲夫	代表取締役 安田 貴詮
令和7年1月	代表者	有限会社 福田運送 取締役 福田 善高	取締役 福田 大樹
令和7年2月	代表者	株式会社 OKU 代表取締役 奥 敦浩	代表取締役 奥 祐輔
令和7年2月	代表者	株式会社 ドリーム 代表取締役 米田 信也	代表取締役 上月 辰也

事務局異動のお知らせ

今後とも
よろしくお願ひします。

● 退職 (3月31日付) 在職中はお世話になりました。

総務部	総務第1課 指導調査役	中村 久男
補償部	補償第1課	中地 時弘
	補償第2課 指導調査役	山森 正夫
東部支所		数原 昌巳
西部支所		武田 英三郎

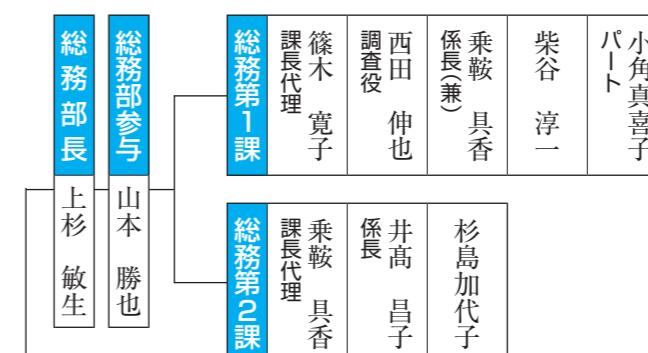
● 採用 (4月1日付)

総務部	参与	山本 勝也
-----	----	-------

● 異動 (4月1日付)

営業部	契約課 担当課長	前田 浩孝 (東部支所)
	契約課	喜田 早織 (総務部 総務第1課)
補償部	補償第1課	高橋 勝利 (東部支所)
	補償第2課 担当課長	大村 一仁 (東部支所)
	補償第2課 係長	内藤 真紀 (東部支所)
	補償第2課 兼務	補償管理課 長澤 真由美 (補償管理課)
	補償第2課 兼務	補償管理課 石飛 祐佳 (補償管理課)
	補償管理課 係長	大岡 しおぶ (営業部 契約課)
西部支所	係長	富岡 雅紀 (補償部 補償第1課)

兵庫県交通共済協同組合組織図

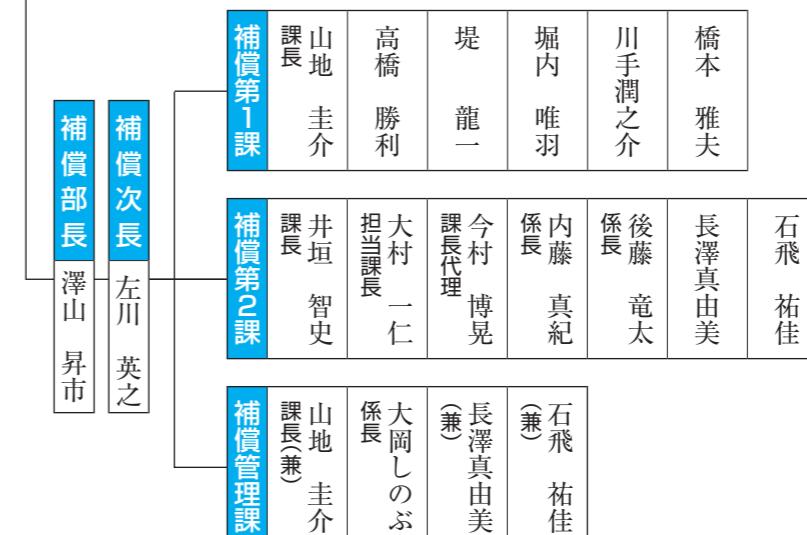


総務部(代表)
☎ 078-882-5718



営業部契約課直通電話
☎ 078-882-5739

営業損害直通電話
☎ 078-882-5900



補償部第1課直通電話
☎ 078-882-5724

補償部第2課直通電話
☎ 078-882-5734

西部支所
☎ 079-223-2428

